

がんばる養殖復興支援事業の手引き

平成24年9月24日

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

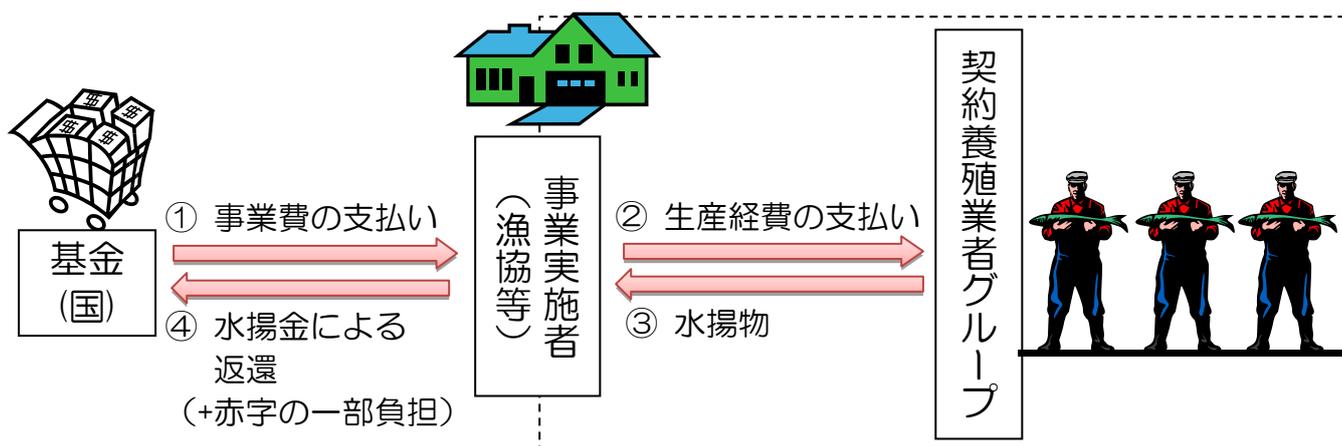
《目 次》

1. 「がんばる養殖復興支援事業（がんばる養殖）」とは？	3
2. がんばる養殖に関する基本情報	5
3. がんばる養殖を実施するためには①	
～「養殖復興計画」作成から認定までの手続き～	7
4. がんばる養殖を実施するためには②	
～がんばる事業実施にあたっての諸手続き～	8
5. 事業経費の支払いについて	11
6. がんばる養殖対象経費について	15
様式集	19
お問い合わせ先	45

1. 「がんばる養殖復興支援事業（がんばる養殖）」とは？

被災した地域の養殖業の復興を目指し、
共同化による生産の早期再開をするために必要な経費を助成します。

事業の仕組み



- ① 国は事業実施者に、がんばる養殖実施のために必要な事業費を支払います。
- ② 事業実施者は、養殖生産を実際に行う養殖業者グループと契約を結び、養殖業者グループに必要な経費を支払います。
- ③ 養殖業者は養殖生産を行います。水揚物は事業実施者のものとなります。
- ④ 事業実施者は、水揚物を販売して得た代金（水揚金）により、国に事業費相当額を返還します。
水揚金が生産費に満たない場合、赤字分の一部を国が助成します。

事業のポイント

【養殖業者】

○事業費相当額を水揚物により返還していただく仕組みです。

養殖生産を行うには、種苗費やえさ代など様々な経費がかかりますが、がんばる養殖では、事業費を概算払いにより事前にお支払いすることができるので、養殖再開時の養殖業者の負担を軽減することができます。

事業にかかった経費は、水揚物により返還していただきます。

(→詳しくは、p.11-14 をご覧ください。)

○生産経費には、人件費や養殖施設等の減価償却費、共同利用施設の利用料が含まれます。

事業実施者から養殖業者に支払われる生産経費には、人件費（自らの労賃や家族労賃、他者へ払う賃金等）が含まれていますので、養殖再開から出荷まで収入がない養殖業者でも、確実に収入を得ることができます。また、施設費も対象ですので、再開時の自己負担を軽減することができます。

(→詳しくは、p. 11-14 をご覧ください。)

○水揚金が事業費に満たない場合でも、赤字分の一部を国が助成します。

水揚金が計画よりも少ない場合でも、赤字分の一部は国が助成しますので、養殖経再開時のリスクを軽減できます。(→詳しくは、p. 11-14 をご覧ください。)

【漁協】

○漁協が所有する共同利用施設の利用料を徴収することができます。

共同利用施設を用いて養殖生産を行うには、その養殖施設の利用料を支払うこととなります。がんばる養殖では、この施設利用料も生産経費になっていますので、漁協が将来の利用料徴収の不安なく、施設導入を行えるようになります。

(→詳しくは、p. 11-14 をご覧ください。)

○生産に必要な資材は漁協が購入して支給するので、購買事業の早期立て直しが可能です。

養殖生産に必要な、種苗、えさ、消耗品、備品などは、漁協が購入し、養殖業者に渡すこととなります。そのため、これまで行ってきたように購買事業で漁協が資材を購入できるため、漁協の事業安定化を早期にできるようになります。

(→詳しくは、p. 11-14 をご覧ください。)

○養殖が早期に再開され、手数料等の収入が確保されます。

養殖業が早期に再開されるため、漁協が行う共同販売事業の手数料収入などが早期に安定します。(→詳しくは、p. 11-14 をご覧ください。)

2. がんばる養殖に関する基本情報

事業対象者

震災の影響により経営再建の支援が真に必要と認められた、
「被災した漁業者（地域協議会が後継者と認めた者も含む）」が対象です。

がんばる養殖に取り組むための条件（採択要件）

共同化して養殖の早期再開を目指す「養殖復興計画」を作成し、第三者からなる「認定協議会」で認定を受けると、がんばる養殖に取り組むことができます。

共同化について

共同化とは、経営すべてを共同で行うものに限りません。具体的には、以下のような取り組みも共同化になります。共同化の取り組みはこれに限りませんが、これらの取り組みを組み合わせるなどして養殖の早期再開を図る必要があります。

取り組み内容	具体例
施設・機器の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 共同の「かき処理場」を設置し利用。• 大型の養殖作業船をワカメの刈り取り時期に合わせて共同で利用。• スケジュールを組んでノリの乾燥機を共同利用。
作業の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 海上作業と陸上作業に分業し共同で生産。• 日常の管理は個別で行うが、種付けや刈り取りは共同で行う。• 海上作業は個別で行うが、陸上作業は協力して行う。
資材購入・出荷の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 品質をそろえた出荷をするため、導入する種苗や養殖飼料を統一化。• 出荷サイズを統一化し、共同販売力を強化。
生産全般の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 施設はすべて共同で所有し、作業もリーダーの指示により分業。作業賃金も平等に分配。
法人化による共同化	<ul style="list-style-type: none">• 被災養殖業者により法人を設立し、効率化された新たな事業として養殖を行う。

事業の内容について

養殖復興計画を作成し、がんばる養殖に取り組む内容は、次のとおりです。

	内容
設定する目標	事業開始1事業期間目で償却前利益（施設関係経費を除いた経費と水揚げの差額）の黒字化が見込める計画であること。
取組の内容	3経営体以上の共同化
事業期間	3事業期間以内 （事業期間とは、養殖生産開始から出荷までの期間とする。）
水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い	差額（赤字分）の一部を国が助成。 【助成率】 赤字分の9/10
水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い	以下のいずれかを選択。 ① 差額（黒字分）は漁業者等の報奨金とし、事業を終了 ② 差額（黒字分）の1/2を国に返還し、事業を継続

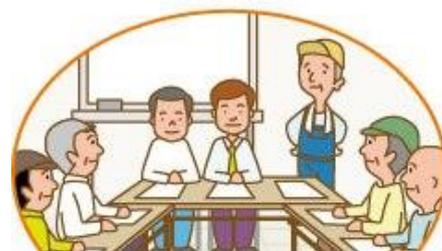
3. がんばる養殖を実施するためには① ～「養殖復興計画」作成から認定までの手続き～

がんばる養殖を実施するためには、まずは、共同化による生産の早期再開の取組をまとめた「養殖復興計画」を作成し、第三者からなる「認定協議会」の認定を受けることが必要となります。

手順1. 地域養殖復興協議会（地域協議会）を設置する。

地元の漁協、行政、研究者などで構成する地域養殖復興協議会を設置し、地域養殖復興プロジェクトを立ち上げます。

地域養殖復興プロジェクトの立ち上げにあたっては、設置要綱を定め、水産庁の承認を得る必要があります。



※地域協議会の運営や養殖復興計画の作成にかかる経費は、国が助成します。毎年度、地域養殖復興協議会の運営計画や助成金の交付について申請をし、年度終了後に実績を報告していただきます。

(→詳しくは p.11 をご覧ください)

手順2. 養殖復興計画を作成する。

地域養殖復興協議会が養殖復興計画を作成します。養殖復興計画には、実際に生産を行う予定の養殖業者についても記載していただきます。

《養殖復興計画の作成にあたってのポイント》

- ① 対象となる養殖業が地域にとって重要なものであり、被災した地域の復興のために必要なものであることを示すこと。
- ② 共同化の取組の内容と、その取組が養殖の早期再開につながることを示すこと。
- ③ 復興後の地域の養殖業の未来を見据えたものであることを示すこと。

手順3. 認定協議会で養殖復興計画の認定を受ける。

養殖復興計画は、「認定協議会」で認定を受ける必要があります。計画が認定されれば、この計画を水産庁長官に申請し承認を得、がんばる養殖開始の準備をすることになります。

※認定された養殖復興計画の内容が変更となる場合は、再度、認定協議会に諮る必要があります。養殖復興計画の内容が変更となる可能性が生じた場合には、速やかに水産庁栽培養殖課までご相談ください。

《認定協議会とは？》

養殖復興計画を審査・認定する第三者機関です。養殖業、金融、行政など水産業に関わる分野の委員からなり、養殖復興計画の審査を行います。認定協議会は、岩手、宮城、東京の3カ所に設置され、岩手、宮城以外の地域の案件は東京で審査されます。

4. がんばる養殖を実施するためには② ～がんばる養殖実施にあたっての諸手続き～



認定された養殖復興計画に基づき、がんばる養殖を実施します。がんばる養殖の実施においては、1事業期間ごとに事業実施計画を作成し、事業の実施状況を報告していただきます。また、事業終了後には、3事業期間の事業の成果について報告していただきます。

手順4. がんばる養殖事業実施計画の作成

養殖復興計画に基づき、1事業期間の事業実施計画を作成します。事業対象経費については、p.15-18をご参照ください。

手順5. がんばる養殖事業実施計画などの申請

手順4で作成した事業実施計画を、水産庁へ申請し承認を受けます。申請の際には、下記の添付資料も必要となります。

《添付資料》

- 養殖業者と漁協等との生産契約書（案）
 - 生産費用の算出根拠
 - 事業費の算出根拠
 - 漁船に関する資料（漁船原簿等）
 - 施設等の利用料の算定基準
- 等

手順6. 助成金の交付申請手続き

手順5の手続きが完了したら、助成金の交付時期や金額に関する申請を行います。なお、事業経費は事前にお支払いすることができます（概算払い）。

手順7. がんばる養殖の開始

手順6の手続きが完了したら、いよいよ事業開始となります。養殖業者と漁協との間で生産契約を正式に締結し、事業を開始してください。

手順8. 事業変更について

事業実施中に事業内容や事業費が変更となった場合には、所定の手続きを行わなければなりません。所定の様式により、水産庁に申請し承認を受けます。

手順9. がんばる養殖の実施状況報告

1事業期間が終了したら、事業の実施状況について水産庁へ報告します。

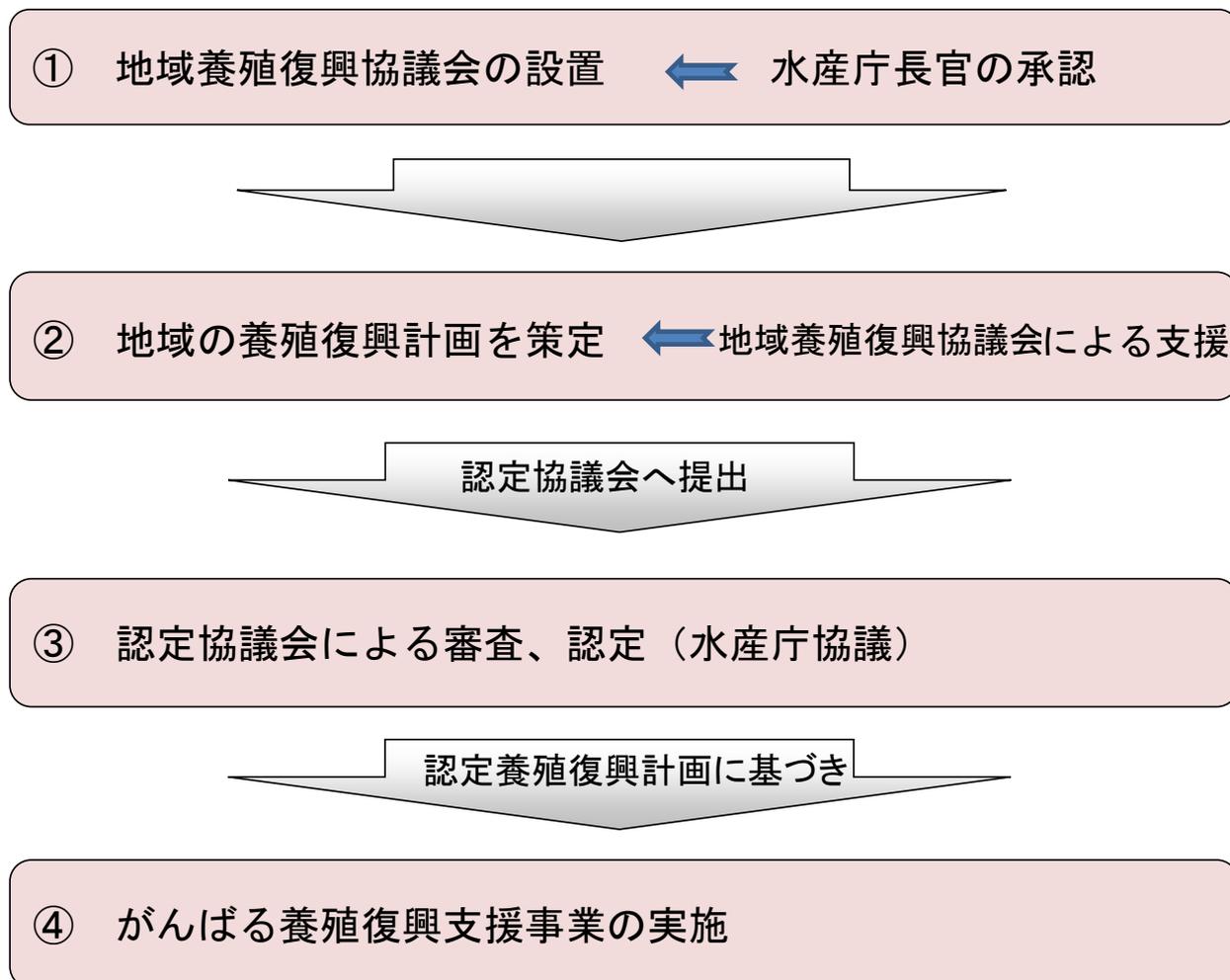
*****上記、手順4～9については1事業期間ごとに行います。*****

手順10. がんばる養殖の実施結果報告（3回の事業終了後）

3回の事業期間を終了した後は、所定の様式により、事業の実施結果を水漁機構（p.10参照）を通じ、水産庁へ報告します。

以上の手続きをまとめると、以下ようになります。

〈養殖復興計画の策定と認定の流れ〉



手続きに関する様式と例 一覧

様式名	関連する 手順番号	様式の ページ
地域養殖復興プロジェクト設置申請書	手順 1	p.20
地域養殖復興プロジェクト設置要綱【例】		p.21
地域養殖復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書		p.23
地域養殖復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書		p.24
地域養殖復興プロジェクト運営事業概算払請求書		p.25
地域養殖復興プロジェクト運営事業精算払請求書		p.25
地域養殖復興プロジェクト運営事業実施結果報告書		p.25
養殖復興計画書	手順 2	p.27-31
地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の認定申請書	手順 3	p.32
地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の変更申請書		
がんばる養殖復興支援事業実施計画申請書	手順 4	p.33-34
生産に関する契約書【例】		p.35-37
がんばる養殖復興支援事業助成金交付申請計画書	手順 6	p.38
がんばる養殖復興支援事業概算払請求書		p.39
がんばる養殖復興支援事業実施状況報告書	手順 9	p.40-42
がんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書		p.43
がんばる養殖復興支援事業実証結果報告書	手順 10	p.44

事業に関する各種申請等は、
「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構(水漁機構)」を通じ、
 水産庁に提出していただきます。

5. 事業経費の支払いについて

(1) 地域養殖復興プロジェクトの運営経費の支払いについて

地域養殖復興協議会の開催などにかかる運営経費は、国が助成します。また、運営経費は所定の手続きにより事前払いが可能です。

【対象となる経費例】

- 地域養殖復興協議会や部会等の会議の開催経費
- 協議会に参加する委員等の謝金、旅費
- 取組に関する調査・研究費
- 資料作成経費 等

【手続き方法】※②～⑤の手続きは毎年度ごとに行います。

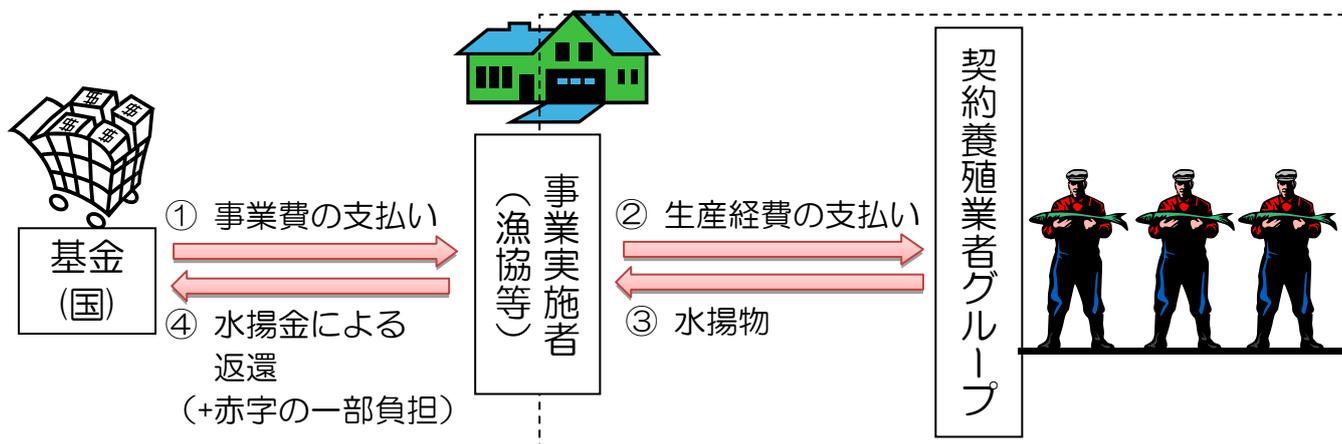
- ① 地域養殖復興プロジェクトを立ち上げる。
地域養殖復興協議会や事務局の構成員を設置要綱で定め、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ② 1年間の運営事業実施計画を作成し、水産庁の承認を受ける。
1年間の地域養殖復興協議会の開催予定や必要な経費を整理し、所定の様式により水産庁に申請し承認を受けます。
- ③ 経費の事前払いの手続きを行う（必要に応じて）。
所定の様式により水漁機構に申請すると、経費の事前払いを受けることができます。
- ④ 1年間の事業実施結果を報告する。
1年間の地域養殖復興協議会の開催状況や経費をまとめ、所定の様式により水産庁に報告します。
- ⑤ 経費の支払い手続きを行う。
所定の様式により、地域養殖復興プロジェクトにかかった経費の支払いを請求し、助成を受けます。

(→様式は p.20-26 をご覧ください)

(2) がんばる養殖にかかる事業費の支払いについて

がんばる養殖は、事業にかかる経費を基金から支払い、水揚金により返還していただく仕組みとなっていますが、万一、水揚金額が事業費を下回り赤字となった場合にはでも、赤字分の一部を国が助成いたします。

逆に、水揚金額が事業費を上回り黒字となった場合には、黒字分を養殖業者及び養殖生産活動に従事した方などへの報奨金とし事業を終了するか、黒字の一部を国に返還し事業を継続するか、選択することとなります。



事業費の事前払いについて

事業費は必要に応じ、事前にお支払いすることができます(概算払い)。がんばる養殖事業実施計画(p.34-38参照)の承認を受けた後、所定の手続きにより事前払いの申請を行ってください。

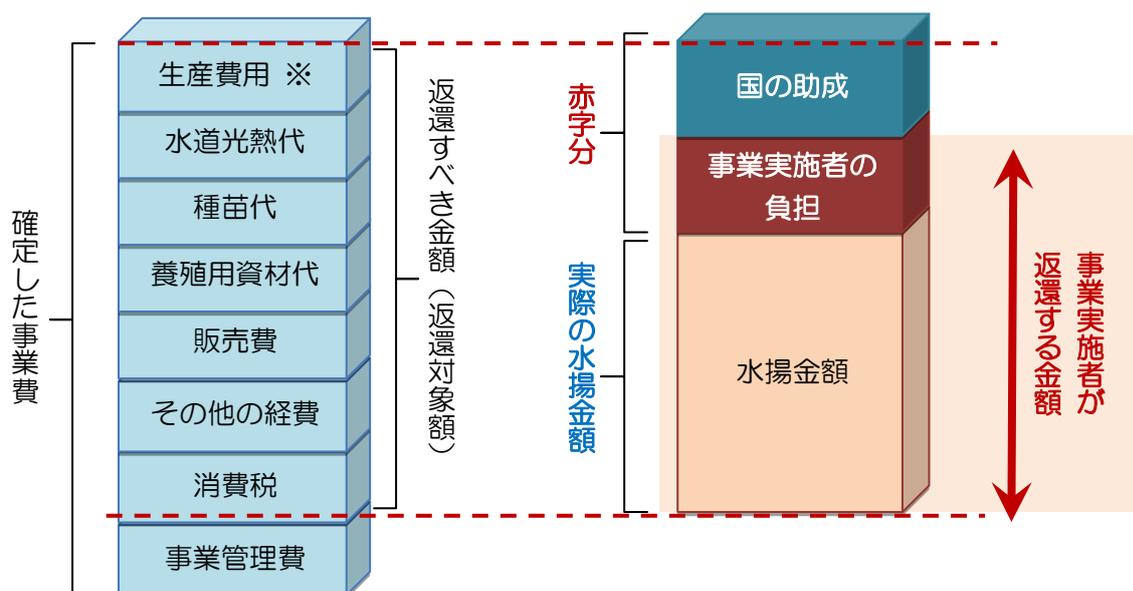
事業費の額の確定について

1 事業期間(養殖の開始から出荷まで)が終了すると、その期間に使った経費を確定する作業が行われます(これを「額の確定」といいます)。この作業により、事前にお支払いしている事業費が、実際の事業費よりも多い場合には、差額を返納していただくこととなります。

事業経費と水揚金額の比較について

確定した事業費と水揚金額を比較し、事業が赤字となったのか、黒字になったかを算定します。赤字となった場合には、国が赤字分の一部を助成しますが、赤字分の残額は事業実施者の負担となります。黒字になった場合には、事業の継続について事業実施者が選択することとなります。

《赤字の場合》



※生産費用は p.17 参照

- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を引いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を下回った場合（＝赤字の場合）、赤字分の一部は国が助成しますが、赤字分の残額は事業実施者が負担することになります。

国の助成率：9／10

- ③ したがって、事業実施者が返還する金額は、「水揚金額 + 赤字分の1／10」となります。

例) 返還対象額が100に対し、水揚金額が60の場合

赤字分＝100(返還対象額)－60(水揚金額)＝40

国の助成額＝40(赤字分)×9/10＝36

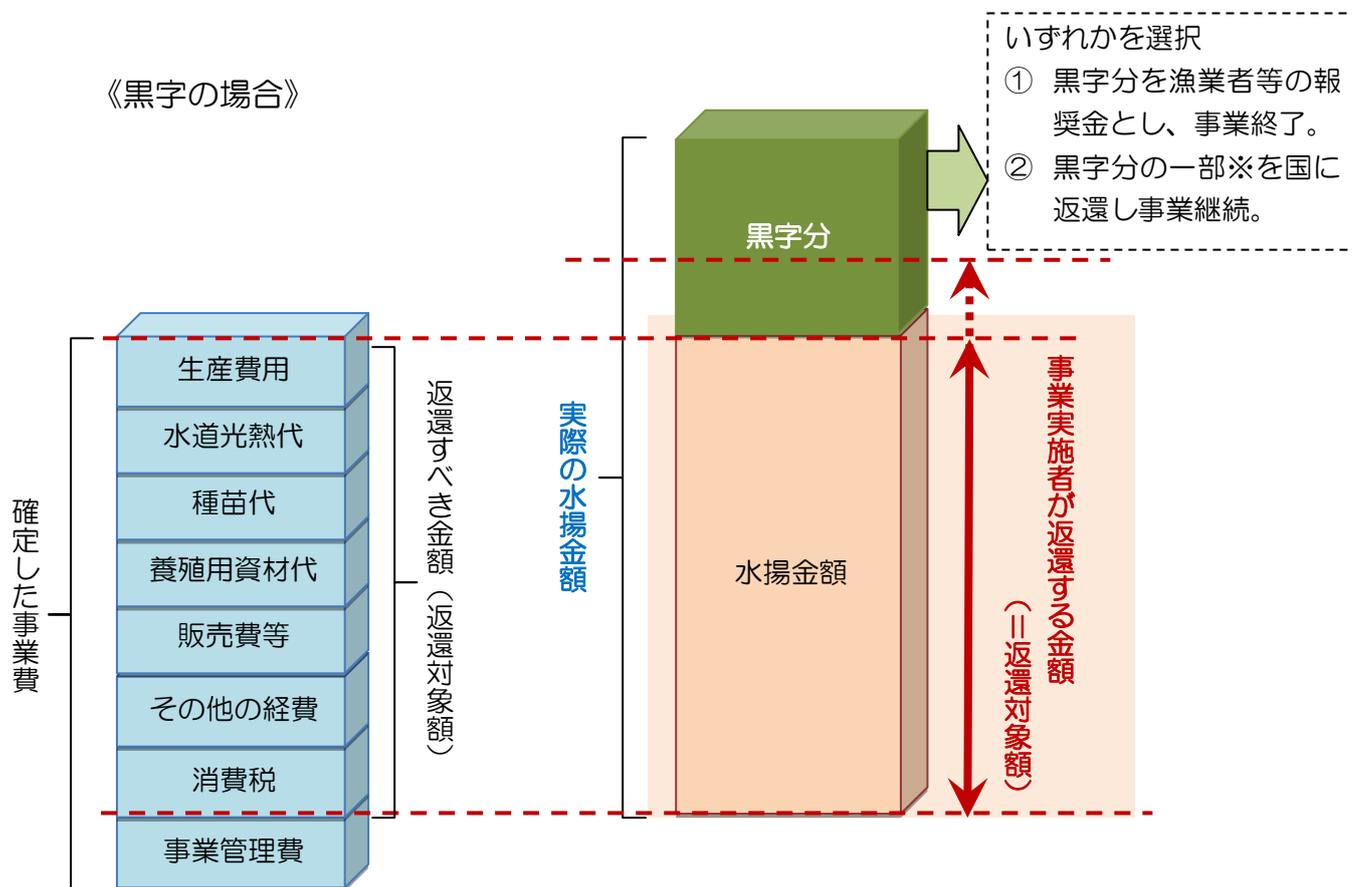
赤字分のうち事業実施者が負担する額＝40(赤字分)－36(国の助成額)＝4

よって、

事業実施者が返還する額＝60(水揚金額)＋4(赤字分の1/10)＝64

- ④ 「赤字分のうち事業実施者が負担する額」については、実施要領に定めるとおり、事業実施者が契約養殖業者と協議の上、契約養殖業者にその一部又は全部を負担させることが可能です。あらかじめ水揚金額が事業費を下回った場合の経費負担について、関係者で取り決めを行うことが必要です。

《黒字の場合》



- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を引いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を上回った場合（＝黒字の場合）、事業実施者は黒字分の取り扱いについて、以下のいずれかを選択できます。

- A. 黒字分を契約養殖業者などの報奨金とし、がんばる養殖を終了する。
 - B. 黒字分の一部を国に返還し、がんばる養殖を継続する（国に返還した後の残額は、漁業者等への報奨金として使っても構いません）。
- ※国への返還率：1/2

- ③ ②でAを選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち返還対象額相当分になります。
- Bを選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち「返還対象額 + 黒字分の1/2」となります。

例) 返還対象額が100に対し、水揚金額が120の場合

$$\text{黒字分} = 120 (\text{水揚金額}) - 100 (\text{返還対象額}) = 20$$

$$\text{国への返還額} = 20 (\text{黒字分}) \times 1/2 = 10$$

よって、

$$\text{事業実施者が返還する額} = 100 (\text{返還対象額}) + 10 (\text{黒字分の一部}) = 110$$

6. がんばる養殖の助成対象経費について

がんばる養殖の助成対象経費は以下のとおりです。

1. 契約養殖業者へ支払う生産費用（→詳しくは、p. 17-18をご覧ください。）

- ①養殖生産活動に必要な施設等（陸上施設、作業船及び漁具を含みます）に係る減価償却費・復旧修繕費・金利・損害保険料・公租公課・施設利用料
- ②漁業権行使料
- ③漁業施設共済掛金
- ④人件費
- ⑤作業管理費
- ⑥消費税

2. 水道光熱代

養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金

3. 種苗代

養殖用種苗購入代金、真珠核購入代金（採苗用母貝、原藻等の代金も含まれます）

4. えさ代

養殖生産に要したえさ代

5. 養殖用資材代

網、ロープ、浮子、医薬品等、養殖生産のために要した資材の購入代金

6. 器具・備品代

養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金（1件につき50万円未満のものに限ります）

7. 修繕費

養殖生産活動に必要な施設（陸上施設を含みます）、漁具及び作業船の修繕のために要した経費

8. 魚箱・氷代

養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材及び養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の資材の購入代金

9. 販売費

市場売りの場合：市場手数料など、販売のために要した経費
その他の場合：販売金額の5%以内

10. その他の経費

事業の実施のために要した経費で、水産庁長官が特に認めたもの

11. 事業管理費

事業を運営するために必要な事業管理費で、事業全体の2%以内（漁協担当者の人件費や光熱費など）

※事業実施にあたり、新たに経理事務員を置く場合（この事業の専属の者を置く場合であり、新規雇用のほか既存職員の配置換えも含む）には、この経理事務員にかかる人件費を加算できます。

12. 消費税

2～11に要した消費税額

《契約養殖業者へ支払う生産費用等について》

1. (養殖生産活動に必要な施設等の) 減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

※耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行いません。

※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び2のとおりとします。

※償却方法：定率法（省令第5条）とします。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、旧定率法（省令第4条）とします。

※償却率：省令別表第8のとおりとします。ただし、平成19年3月31日以前に取得をされた施設等については、省令別表第7のとおりとします。

2. 復旧修繕費

東日本大震災により被害を受けた施設等について、その原状を回復するために支出した費用とします。

復旧修繕費＝修繕に要した経費×償却率

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）別表第1及び第2のとおりとします。

償却方法：定率法（省令第5条）とします。

償却率：省令別表第8のとおりとします。

3. (養殖生産活動に必要な施設等の取得のための借入金に係る) 金利

施設等の取得のための借入金に係る金利として、生産契約等の期間中に当該施設等の所有者が支払う額とします。

4. (養殖生産活動に必要な施設等の) 損害保険料

施設等が加入している損害保険料（漁業施設共済掛金を除きます）のうち、当該施設等の所有者が負担する額とします。

5. 公租公課（養殖生産活動に必要な施設等にかかる固定資産税）

当該施設等に対して課される固定資産税の額とします。

6. (養殖生産活動に必要な施設等の) 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とします。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う額、又は、当該施設等について上記1から5までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の額とします。

7. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とします。

8. 漁業施設共済掛金

当該施設等が加入している漁業施設共済掛金のうち、養殖業者（当該施設の利用者）が負担する額とします。

9. 人件費

認定された養殖復興計画に基づき算出される人件費とします。

10. 作業管理費

上記1から9までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とします。

11. 消費税

上記1から10までの金額の合計額に5%を乗じて得た額とします。

注) 1から5までは契約養殖業者(当該施設の利用者)自らが所有する施設等、6は生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限り算定します。

***** 《 様 式 集 》 *****

1. 地域養殖復興プロジェクト設置申請書	・・・20
2. 地域養殖復興プロジェクト設置要綱【例】	・・・21
3. 地域養殖復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書	・・・23
4. 地域養殖復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書	・・・24
5. 地域養殖復興プロジェクト運営事業概算払請求書	・・・25
6. 地域養殖復興プロジェクト運営事業精算払請求書	・・・25
7. 地域養殖復興プロジェクト運営事業実施結果報告書	・・・26
8. 養殖復興計画書	・・・27
9. 地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の認定申請書	・・・32
10. 地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の変更申請書	・・・32
11. がんばる養殖復興支援事業実施計画申請書	・・・33
12. 生産に関する契約書【例】	・・・35
13. がんばる養殖復興支援事業助成金交付申請計画書	・・・38
14. がんばる養殖復興支援事業概算払請求書	・・・39
15. がんばる養殖復興支援事業実施状況報告書	・・・40
16. がんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書	・・・43
17. がんばる養殖復興支援事業実証結果報告書	・・・44

※手続きの内容は p.7～9 をご確認ください。

【様式第13号】

地域養殖復興プロジェクト設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

今般、東日本大震災により悪影響を受けた養殖業を復興するため、別紙のとおり〇〇地域養殖復興プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の養殖復興プロジェクトを設置したいので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

(別紙様式例 2)

〇〇地域養殖復興プロジェクト設置要綱

(設置)

第 1 〇〇〇【地域養殖復興プロジェクト運営者名】は、〇〇地域養殖復興プロジェクトを設置する。

(組織及び任務等)

第 2 〇〇地域養殖プロジェクトは、地域養殖復興プロジェクト協議会（以下「地域養殖復興協議会」という。）、事務局（及び〇〇中小漁業経営支援協議会）から構成されるものとする。

1 地域養殖復興協議会

- (1) 地域養殖復興協議会は、別表の 1 の委員をもって組織する。
- (2) 地域養殖復興協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。
- (3) 会長は、地域養殖復興協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 地域養殖復興協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 会長は、地域養殖復興協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができるものとする。
- (6) 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることができるものとする。
- (8) 委員は、次のいずれかの事由が生じたときには解任されるものとする。
 - ① 心身の故障のため職務の執行ができないとき
 - ② 破産の宣告を受けたとき
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられたとき
 - ④ 委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき
- (9) 地域養殖復興協議会は、〇〇地域養殖復興プロジェクトにおける養殖復興計画を作成し、認定協議会の認定を受けるとともに、認定された養殖復興計画の実施に必要な指導・助言等を行うものとする。
- (10) 地域養殖復興協議会には、〇〇部会を設置する。
 - ① 〇〇部会は、別表の 2 の委員をもって組織する。
 - ② 〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から地域養殖復興協議会を支援する。

2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の 3 のとおりとする。
- (2) 事務局は、〇〇地域養殖復興プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

3 〇〇中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載）

別紙〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

(秘密保持義務)

第 3 〇〇〇（養殖業者団体名）の役員、職員、地域養殖復興協議会委員、事務局員、（〇〇部会委員）又はこれらの職にあった者は、地域養殖復興プロジェクトの実施に当たり、養殖業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域養殖復興協議会委員、オブザーバー名簿
所属機関名 役職 氏 名

2. ○○部会委員名簿
経歴 専門分野 年齢 氏 名 実績等

3. 事務局員名簿
所属機関名 役職 氏 名

【様式第14号】

〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域養殖復興プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている養殖種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 養殖復興計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域養殖復興協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

9. その他

【様式第8号】

〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け水推第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行う〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業に係る助成金について、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（1）の規定に基づき、下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項 目	必要な助成金の額	概算払い	備 考
合 計	円	有・無	

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2. 振込先

【様式10号】

平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（3）の規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

【別紙様式11号】

平成 年度〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け水推第 号で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った平成年度の地域養殖復興プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の1の（5）の規定に基づき、精算額として金 円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 a-(b+c)	備考
合 計					

【様式第15号】

〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の〇〇地域養殖復興プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の2の（2）のカの規定に基づき、事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要
2. プロジェクトの対象とした養殖種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における養殖復興計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日も記入
5. 地域養殖復興協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備 考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7以降の番号は繰り上げて記載)
8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

9. その他

【別添】

〇〇地域養殖復興プロジェクト計画書
(養殖復興計画)

地域養殖復興 プロジェクト名称			
地域養殖復興プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者名		
	住 所		
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

2 地域養殖復興プロジェクト参加者等名簿

※ 養殖関係、金融・経営等関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載

3 震災前の養殖業の概要

※ 震災前の養殖業の概要（養殖経営体数、生産量、生産額等）、地域の特徴等を記載

・震災前の施設等の状況

施設名	所有者（個人・共同利用の別）	規格	施設数
養殖施設			
陸上施設			
作業船			

4 被災状況

※ 被災の内容等の情報を記載

	規格及び数量	金額	震災内容
養殖施設			
陸上施設			
作業船			
養殖生産物			

5 計画の内容

※以下、（1）から（6）まで、養殖種類ごと（複数種類の組み合わせの計画も可）に作成

※養殖期間が1年を超えるもの（又は満たないもの）については、1年間でなく1事業期間の数字を記載

(1) 共同化の取組

(2) がんばる養殖復興支援事業の活用

- ・ 事業実施者：
- ・ 生産契約先又は契約養殖業者名：
(※事業実施者自らが行う場合には、その旨を記載。)
- ・ 実施年度：
- ・ 取組みスケジュール

年度	23	24	25	26	27

- ・ 取組のスケジュールは、事業期間ごとに記入
- ・ 検討・導入期間を点線 - - - - - で、実施期間を実線 ———— で記入すること。

(3) 施設復興計画

施設名	所有者(個人・共同の別)	規格	震災前	復興1期目 1年目～ 年目	2期目 2年目～ 年目	3期目 3年目～ 年目	活用する事業名
養殖施設							
陸上施設							
作業船							

※養殖期間が1年を超えるもの（又は満たないもの）については、1年間でなく1事業期間の数字を記載

(4) 生産量及び経営体数

項目	震災前	復興1期目	2期目	3期目
		1年目～ 年目	2年目～ 年目	3年目～ 年目
生産量 (kg)				
生産金額 (千円)				
単価				
経営体数				

※養殖期間が1年を超えるもの（又は満たないもの）については、1年間でなく1事業期間の数字を記載すること。

※複合養殖の場合、養殖種類毎に記載すること。

(5) 復興に必要な経費

(単位：生産量は kg、その他は千円)

	震災前の 状況	復興1期目	2期目	3期目
		1年目～ 年目	2年目～ 年目	3年目～ 年目
収入 生産量 生産額 その他の収入 収入計				
経費 人件費 水道光熱代 種苗代 えさ代 養殖用資材代 器具・備品代 魚箱・氷代 販売費 その他の経費 消費税 減価償却費 施設利用料 経費計				

収 支				
償却前利益				

- ※ 同一養殖種類であっても、復興計画に参加する養殖業者の標準的な経営形態や共同化する単位が複数ある場合には、それぞれについて作成すること。
- ※ 段階的に復興していく場合等について、必要と考える資料がある場合には添付すること。
- ※ 複合養殖の場合、生産量と生産額を養殖種類毎に記載すること。

<経費等の考え方>

- ※ 養殖種類（複数種類も可）ごとに復興計画に参加する養殖業者の生産の概要、見込みとその考え方を記載すること。

6 復興後の目標

(1) 生産目標

	震災前		10年後
養殖施設数 陸上施設数 養殖業者数 常時養殖従事者数 臨時雇用者数 生産量 生産金額	○台 ○台 ○経営体 ○人（経営者含む） ○人 ○トン ○千円	→	

(2) 生産体制

※復興後の生産・販売体制等の姿を記載。

7 復興計画の作成に係る地域養殖復興プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

【様式第16号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の認定申請書

このことについて、別紙養殖復興計画書のとおり〇〇地域養殖復興プロジェクトにおける養殖復興計画を策定したので、漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のイの認定を受けたく、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定に基づき、提出します。

////////////////////////////////////

【様式第17号】

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域養殖復興プロジェクト養殖復興計画の変更申請書

このことについて、平成 年 月 日付け（ 番号 ）で認定された当該地域の養殖復興計画について、（理由を簡単に記載）のため内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の養殖復興計画書を作成したので、養殖復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第743号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定に基づき、提出します。

【様式第1号】

がんばる養殖復興支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた養殖復興計画に基づき、がんばる養殖復興支援事業を実施したいので、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第1の6の（1）のウの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 養殖対象種

2. 養殖漁場

3. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3事業期間以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間

4. 事業内容

(1) 参加する養殖業者

(2) 共同化の取組内容

(3) 施設等の利用計画

施設等の種類	施設の規模	施設数	養殖生産・加工処理 見込み（トン）	備考

5. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額	備 考
生産費用等		(積算内訳)
水道光熱代		(積算内訳)
種苗代		(積算内訳)
えさ代		(積算内訳)
養殖用資材代		(積算内訳)
器具・備品代		(積算内訳)
修繕費		(積算内訳)
魚箱・氷代		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【参考：生産契約書等の例】

〇〇の養殖生産に関する契約書

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「がんばる養殖復興支援事業」を実施するに当たり、〇〇の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（〇〇の生産）

第1条 乙は、甲が策定した養殖復興計画に基づいて〇〇の養殖生産を行い、得られた生産物を全て甲に納入するものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

第3条 養殖復興計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。

3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合においては、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第4条 養殖復興計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な種苗、えさ、燃油及びその他の資材並びに器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

2 乙は、必要とする資材等の数量を〇日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。

4 第1項の規定によって甲が乙に供給した資材等の所有権は、甲に帰属するものとし、乙は、これらの資材を本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとする。

5 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。これらを第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

6 乙は、甲から種苗の引き渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に斃死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

7 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。

8 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を支払わなければならない。

9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。

10 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについて

ては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の帰属)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、全て甲に帰属するものとする。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用の支払い)

第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用等として、金「」(うち消費税額円)を乙に支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。

3 甲は、乙から適法な支払い請求書を受領した日から〇日以内に、生産費用等の支払いを行うものとする。ただし、取得予定施設の取得に伴う費用については、当該施設等の取得後(費用の確定後とするか要検討)に支払うものとする。

4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用等を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。

(3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。

(4) 「がんばる養殖復興支援事業実施要領」(平成23年〇月〇日付け〇水推第〇〇〇〇号水産庁長官通知)第1の5の(1)又は(2)の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の終了又は中止を命じたとき。

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済状況、施設等の導入状況、補助金の交付状況、その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(別途協議)

第10条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○県○○○
○○○○

【様式第4号】

がんばる養殖復興支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあったがんばる養殖復興支援事業について、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の2の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

(単位：円)

申請時期	申請額	備考（経費内訳）
計		

【様式第6号】

がんばる養殖復興支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の2の（3）の規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 $a-(b+c)$	備考
合 計					

【様式第2号】

がんばる養殖復興支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け 水推第 号で承認のあったがんばる養殖復興支援事業の実施状況について、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第1の6の（2）のアの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3. 事業結果

(1) 養殖復興計画の進捗状況

(2) 共同化の検証

(3) 収支の状況

4. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
生産費用等			
水道光熱代			
種苗代			
えさ代			
養殖用資材代			
器具・備品代			
修繕費			
魚箱・氷代			
販売費			
その他の経費			
事業管理費			
消費税			
事業経費合計 実施要領第3の1に規 定する返還対象額			

5. 販売の内訳

販売月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (生産物及び主な販売先)
月分			
合 計			

6. 助成金の返還方法（事業期間の養殖生産物販売代金の総額が返還対象額を上回った場合のみ）
- 当該事業期間の養殖生産物販売代金の総額が実施要領第3の1に規定する返還対象額を上回りましたが、返還対象額及び養殖生産物販売代金の総額と返還対象額との差額の2分の1に相当する金額を返還し、次事業期間の以降の事業を継続します。

【様式第7号】

がんばる養殖復興支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

特定非営利活動法人

水産業・漁村活性化推進機構 理事長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

印

平成 年 月 日付け 水推第 号で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、
がんばる養殖復興支援事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官通知）第2の2の（6）の規定に基づき、提出します。

記

(単位：円)

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (a) - (b)	既返還額 (c)	販売額等 (d)	備考
合 計						

【様式第3号】

がんばる養殖復興支援事業結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(水漁機構経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施したがんばる養殖復興支援事業について、
がんばる養殖復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水推第744号水産庁長官
通知）第1の6の（2）のイの規定に基づき、報告します。

記

1. 事業実施の概要

2. 養殖対象種

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇年間

4. 事業結果

(1) 養殖復興計画の進捗状況

(2) 共同化の検証

(3) 収支の状況

お問い合わせ先

水産庁 増殖推進部 栽培養殖課

所在地：〒100-8907
東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
電話：03-6744-2383（直通）
FAX：03-6744-2386

本事業は、「特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構」（水漁機構）が運営します。

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

所在地：〒101-0047
東京都千代田区内神田2丁目2番1号
鎌倉河岸ビル5階
電話：03-6866-7111
FAX：03-6866-7114

各種申請手続きは、水漁機構まで